

# いじめが発生した場合の対応の流れ

## 直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

その場で制止・指導  
軽視・見て見ぬふりしない

## 通報・相談を受けた

(本人、他の児童生徒、保護者などから)

真摯に傾聴  
軽視・後回ししない

## 「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭など

### 情報の共有

対応策の検討・協議・決定

関係児童生徒に関する情報収集

関係児童生徒等への事情聴取

いじめの有無の確認

**いじめの認知・判断**

重大事態

ネット

病院搬送等応急処置  
教育委員会への一報  
子ども応援委員会  
との連携  
警察・法務局等への  
相談通報(校長・教頭)  
緊急アンケートの実施  
(教務主任・生徒指導主事)

教育委員会への一報  
委託業者へ相談  
(校長・教頭)

被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)

被害児童生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)

加害児童生徒への指導・別室指導等の措置(学年主任・生徒指導主事)

聴衆・傍観者への指導(学年主任・生徒指導主事)

謝罪等の場の設定(教頭)

客観的な事実(聞き取りの内容等)を、時系列で正確に記録  
子ども応援委員会と連携(子ども応援委員会コーディネーター)

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組